

新型コロナウイルス感染症を拡大させないために

新型コロナウイルス感染症によって私たちの日常は大きく変化しており、市民の皆さんも不安を感じていると思います。4月9日の時点で高梁市内には感染者が出ていませんが、岡山県内においては感染が拡大し、全国的にも深刻な状況となっています。

このような中、私たちにできることは感染の拡大を抑えることです。高齢者や慢性的な疾患を持っている人だけでなく、全ての人たちがこれまでと同じように生活していけるように、全ての人たちが思いやりを持ち、お互いの距離を保って行動することが求められています。

また、医療従事者が安全に診察や看護を行い、発症してしまった人がより良い条件で治療を受けることができるよう、皆さん一人一人が感染予防に努めましょう。

感染の拡大を抑えるために

不要不急な外出をしない

出掛けるときは必ずマスクを着用

手洗いと消毒をこまめに行う

「3密」を避けましょう

風通しが悪く密閉された空間に長く立ち入らない

多くの人が密集した場所へ行かない

人と会うときは密接せず大きな声で話さない

帰国者・接触者相談センター(備北保健所・24時間対応) ☎(21) 2836 / ☎(22) 8098

次の症状がある人は「帰国者・接触者相談センター」へお問い合わせください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や妊婦、基礎疾患のある人で、上記の状態が2日程度続く場合はかかりつけ医にご相談ください。

感染症対策のため次の施設を臨時休館しています

備中松山城、武家屋敷(旧折井邸・埴原邸)、旧片山家住宅、広兼邸、笹畝坑道、ベンガラ館	☎産業観光課 ☎(21) 0217
高梁市郷土資料館、山田方谷記念館 高梁市成羽美術館	☎社会教育課 ☎(21) 1516
高梁市歴史美術館 吉備川上ふれあい漫画美術館	☎文化センター ☎(21) 0180
高梁市民体育館、高梁運動公園、神原スポーツ公園、成羽ミニスポーツセンター、ハイランド公園	☎スポーツ振興課 ☎(21) 0425
有漢総合グラウンド、有漢体育館、有漢スポーツパーク(グラウンドゴルフ場は☎(57) 2983)	☎有漢地域局 ☎(57) 3200
成羽体育館、なりわ運動公園 成羽武道館	☎成羽地域局 ☎(42) 3211
川上総合運動公園	☎川上地域局 ☎(48) 2200
備中やすらぎの里グラウンド	☎備中地域局 ☎(45) 2211
高梁美しい森キャンプ場 高梁自然公園キャンプ場	☎農林課 ☎(21) 0225

※その他の施設についても対象施設として追加する場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

☎新型コロナウイルス感染症対策本部(健康づくり課) ☎(21) 0228

高梁市の経済対策など

「子ども食事券」と「市内観光施設無料パスポート」

市は、新型コロナウイルス感染症対策によるイベントや外出の自粛に伴い、子育て世帯への支援と地域での消費を喚起するため、食事券と市内観光施設などで使用できる無料パスポートを発行します。

子ども食事券

対象 18歳未満(市内在住の平成14年4月2日以降生まれ)の人
交付額 対象児童1人に付き3000円分
交付申請 申請書は市内の小・中学校へ通学している児童・生徒へは学校を通じて配布します。その他の対象者へは郵送します。

保護者が申請し、子ども食事券を受け取りください。
※同居している家族の代理申請も可能です。
申請期間 5月29日(金)まで

※食事券とパスポートは4月13日受け付け開始予定でしたが、国の緊急事態宣言発令を受けて受け付けの時期を若干遅らせました。また、5月31日としていた使用期限を、食事券は6月30日まで延長し、パスポートは市ホームページや広報紙などでお知らせします。



申請窓口 産業観光課、各地域局
必要なもの 申請に来た人の本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)
使用できる期間 6月30日(火)
使用できる店舗 市が指定した市内の飲食店など(特定事業者)
その他 店内での飲食のほか、弁当や仕出しの購入にも使用できます。1000円以上の飲食でご利用ください。また、お釣りは出ないのでご注意ください。

飲食店など事業者の皆さんへ

子ども食事券の取扱店(飲食店、食料品店など)を募集しています。市ホームページで登録申請書をダウンロードし、産業観光課へ提出してください。

観光施設無料パスポート

無料になる人 子ども食事券の対象児童および同行の保護者

無料で入れる観光・文化施設 備中松山城、山田方谷記念館、武家屋敷、頼久寺庭園、成羽美術館、旧片山家住宅、広兼邸、吉備川上ふれあい漫画美術館
☎産業観光課 ☎(21) 0229

新型コロナウイルス感染症融資利子補給開始

新型コロナウイルス感染症の拡大により業績が著しく低下するなどの影響を受けた市内の中小企業を支援するため、制度融資を利用した人へ利子を補給します。

対象融資

- ①日本政策金融公庫 衛生環境激変対策特別貸付・小規模事業者経営改善資金(マル経)特例措置
- ②岡山県 経済変動対策資金、危機対策資金(感染症関連)
- ③その他の金融機関 新型コロナウイルス関連融資

利子補給率 1.0%以内
利子補給対象融資限度額 1企業当たり1000万円

新型コロナウイルス感染症対策市税などの猶予制度

新型コロナウイルス感染症に関連し、次の①～④に該当する場合は、収支状況に応じて猶予期間内に計画的な納付ができる制度があります。猶予期間中の延滞金の全部、または一部が免除されます。

- ①新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業を行い、備品や棚卸資産の廃棄などにより著しい損失が生じた場合
- ②納税者本人、または生計を同じにする家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合
- ③納税者が営む事業について、やむを得ず休業、または廃業をした場合
- ④納税者が営む事業について、利益の減少などにより著しい損失が生じた場合

☎ 国税務課

☎(21) 0215

